

地主・経営者のための
情報マガジン

5

May

Agri Times

あぐりタイムズ / 2023 vol.214

～税制改正 資産税編等～

**生前贈与加算は3年間から7年間へ延長
相続時精算課税で基礎控除110万円は
持ち戻しなし!**



営業職に役立つ!

ゴルフの
心髄

ラ・ラ・ラ
ランドマーク♪

“FMヨコハマ” “NACK5”
“JNN NEWS”で
CM放送中



相続ならランドマーク 映画

～税制改正 資産税編等～

生前贈与加算は 3年間から7年間へ延長 相続時精算課税で 基礎控除110万円は 持ち戻しなし!

今回は、資産の早期の世代間移転を促進する観点とともに、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していくことを趣旨として贈与税・相続税につき平成27年以来の大改正が行われたことが特徴です。



今回は須藤がお伝えします!

資産税編

贈与税には、「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」の2つの制度がありますが、両制度ともに大幅な見直しが行われましたので、相続前の贈与をお考えの方は今までも増して、両制度を比較しながらご自分のお考えや状況に応じて慎重に検討されるのが良いでしょう。

【1】【暦年課税制度】生前贈与加算の期間が7年に延長!

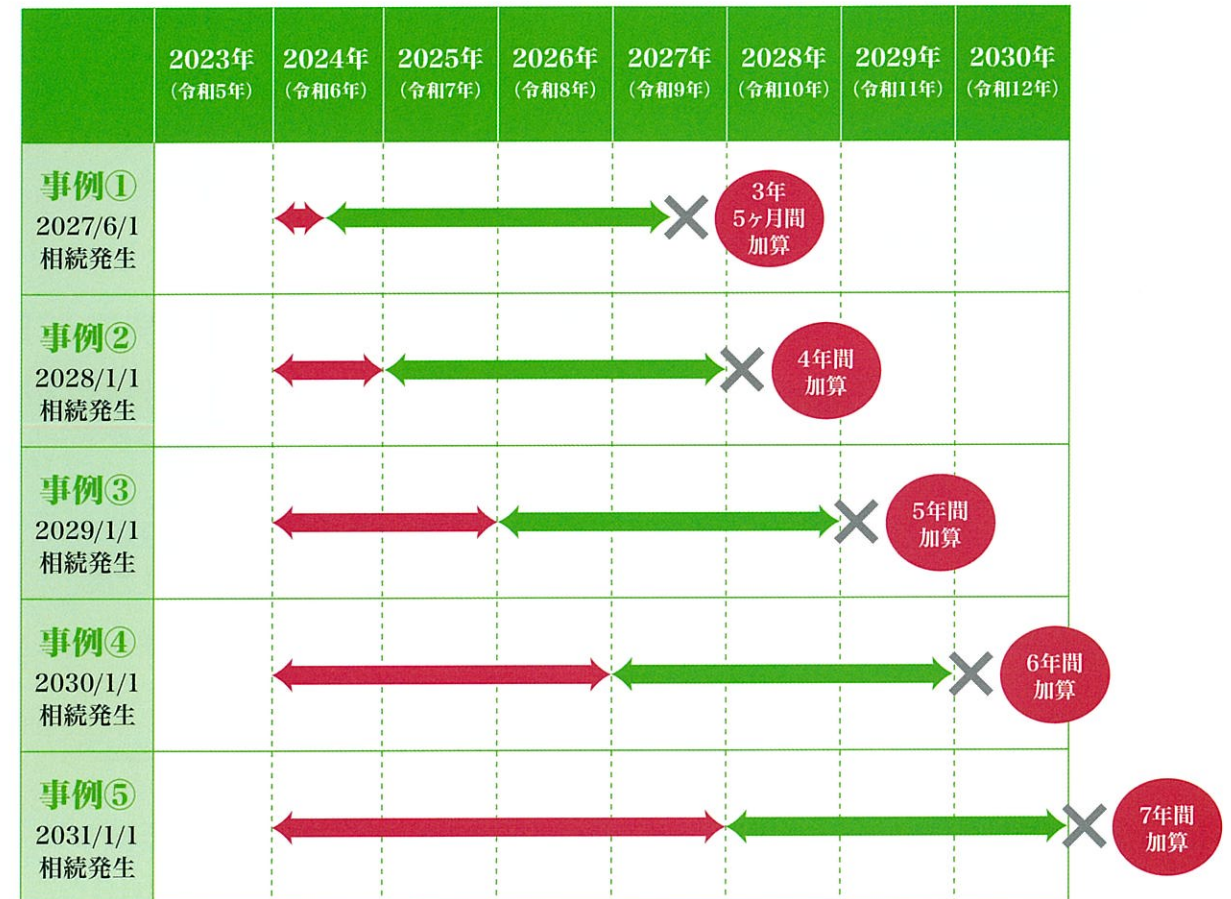
(1) 現行において、被相続人から相続または遺贈によって財産を取得した人が、被相続人が亡くなった前3年以内に、被相続人から贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。これを「生前贈与加算(相続財産へ持ち戻す)」といいます。(この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。)この**持ち戻しの期間が3年から7年に、大きく延長されることとなりました。**

(2) 注意点:各年に贈与税の計算をする時に適用した**暦年課税の基礎控除110万円部分も**、相続財産に持ち戻し加算して**相続税の計算をする時は、非課税とはされない**ので注意しましょう。(P3図2参照)

(3) 生前贈与加算で今回延長された4年間(4年前から7年前の間)に受けた贈与財産については、その合計額のうち100万円までは、相続財産に持ち戻さないこととなりました。

《適用時期》上記の改正は「令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産」について適用されます。生前贈与加算期間は、図1の通り、令和9年1月以降の相続開始から**段階的に延長**されていきます。

【図1】 加算期間の段階的延長



← 改正により追加される期間……この期間内の贈与は100万円を控除した残額を加算
← 相続開始前3年以内の贈与……現行の加算期間

【2】【相続時精算課税制度】基礎控除を新設し持ち戻しも無し!

相続時精算課税制度は、年齢等の一定の要件を満たした直系親族間の財産の贈与について選択できる制度で、**贈与者(特定贈与者という)が異なるごとに選択できます。**現行では、この制度を選択している特定贈与者が亡くなった時の相続税については、制度選択以降の全ての贈与財産の価額(贈与時の時価)を相続財産に加算(累積2,500万円までの**特別控除分も加算します。**)して計算することとなっています。

(1) 今回の改正で、「贈与を受けた年分の贈与税を計算する時」に、現行の特別控除とは別途に、**各年ごとの基礎控除110万円(新設)を適用できることとなりました。**



(2) 特定贈与者の相続が開始した時には、**【2】(1)**の各年の基礎控除110万円分を**控除した後の残額のみ相続財産に加算すればよいこととなります。**(**図3**参照)

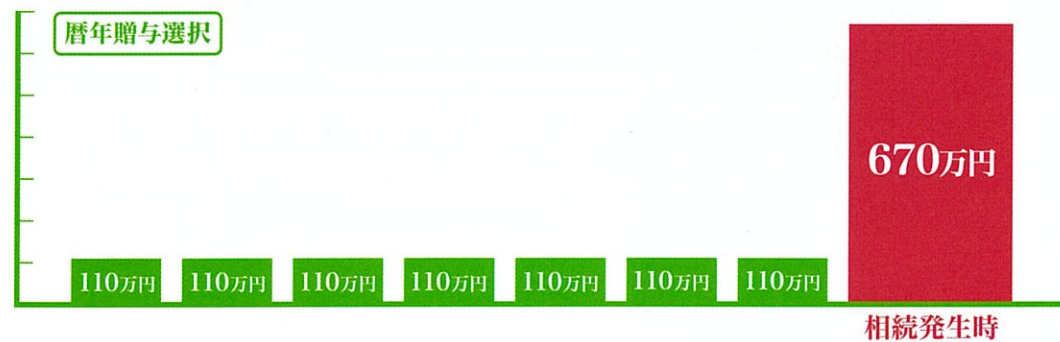
【1】の暦年課税制度の基礎控除とは扱いが異なることが注目点です。

(3) この制度において贈与を受けた土地・建物が、災害により一定以上の被害を受けて資産価値が下落した場合は、被害を受けた部分の金額を控除した額を相続財産に加算することとなりました。(令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用)

＜適用時期＞**【2】(1)(2)**は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産について適用されます。

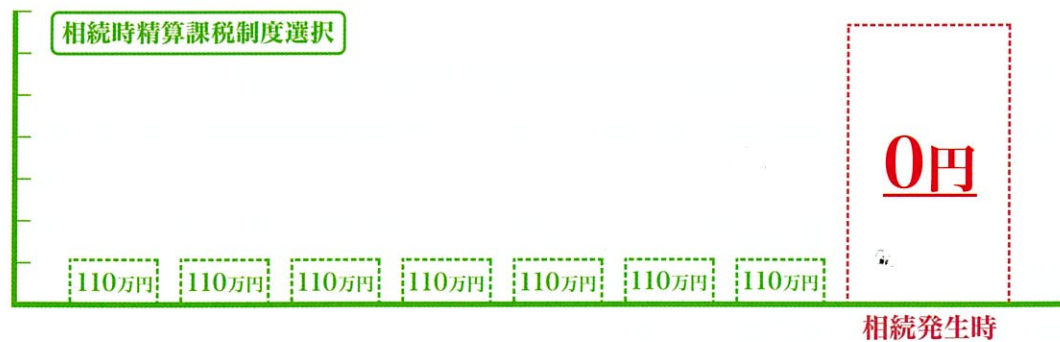
改正後の比較のイメージ…毎年、110万円を贈与していた場合

【図2】 暦年課税制度の場合



相続財産に加算する価額は、110万円×7-100万円(**【1】(3)**参照)=670万円

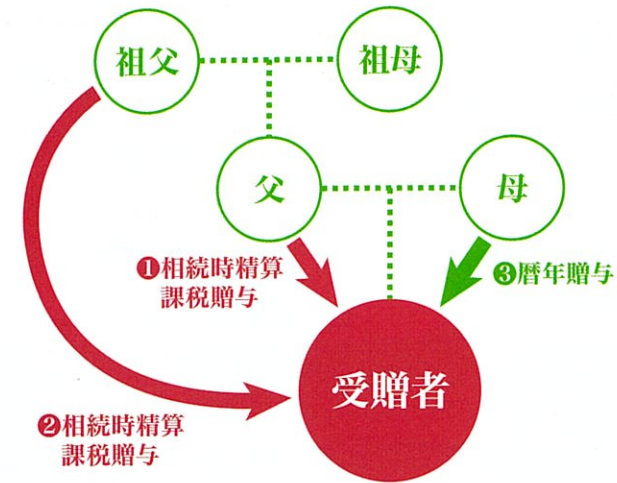
【図3】 相続時精算課税制度の場合



各年の**基礎控除(110万円)までの金額は、相続発生時に相続財産に加算されません。**

参考: 両制度の併用

【図4】 相続時精算課税の基礎控除と暦年課税の基礎控除の併用のイメージ



例えば左図のように、父と祖父を特定贈与者として、それぞれ精算課税制度の申告をしている場合で、母から暦年贈与を受けた年については、両制度の基礎控除が併用可能となりますので、検討されるのも良いでしょう。

- ①と②で合わせて基礎控除110万円(贈与額で按分)
- ③で基礎控除110万円

【3】 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(1) 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額がある場合に課税する贈与税について、今までは特例税率が適用されていましたが、**一般税率を適用**することとなります。(特例税率とは、直系尊属(父母・祖父母等)からの贈与により財産を取得した18歳以上(贈与年の1月1日現在。令和4年3月31日以前の贈与においては20歳以上。)の子・孫等の受贈者について適用する税率です。)

(2) 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、その贈与者の死亡に係る**相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における残額については、その受贈者が、その贈与者から相続等により取得したものとみなすこととなります。**

＜適用時期＞令和8年3月31日までこの非課税措置を**3年間延長**し、上記見直しは令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等について適用します。

【4】 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額がある場合に課税する贈与税について、今までは特例税率(**【3】(1)**参照)が適用されていましたが、**一般税率を適用**することとなります。

＜適用時期＞令和7年3月31日までこの非課税措置を**2年間延長**し、上記見直しは令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等について適用します。

【5】 土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税軽減措置の延長

本則2%のところ、現在、軽減措置として1.5%とされていますが、この措置が令和8年3月31日まで3年延長されます。

法人税編

●中小企業者等に対する法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率の特例(15%)の適用期限が下記の通り2年間延長されることとなります。

改正前 令和5年3月31日までに開始する事業年度

改正後 令和7年3月31日までに開始する事業年度

参考:改正後の法人区分ごとの法人税率

区分		平成30年4月1日以後開始の事業年度	令和7年4月1日以後開始の事業年度
中小法人、 一般社団法人等 及び人格のない社団等	年800万円以下の金額	15%	19%
	年800万円超の金額	23.2%	23.2%
中小法人以外の普通法人		23.2%	23.2%
一般社団法人以外の 公益法人等、 協同組合等及び 特定の医療法人 (一定の医療法人を除く)	年800万円以下の金額	15%	19%
	年800万円超の金額	19%	19%

納税環境整備編

●電子帳簿等保存制度の見直し

(1)電子取引の取引情報について電子データで保存する制度の義務化については、要件を満たした方法で保存をすることができなかつたことにつき、相当の理由がある事業者等に対して新たな猶予措置を講じます。また、**検索機能の確保の要件**について、基準期間(前々年の売上高等)の**売上が5,000万円以下(現行1,000万円以下)の事業者**については、調査の際にダウンロードに応じる場合、不要となるように緩和されます。

(2)過少申告加算税の軽減措置の対象となる「優良な電子帳簿」について、その範囲を合理化・明確化します。

新聞



ランドマーク便り

メディア掲載情報

書籍



【日本経済新聞】
2月4日(土)朝刊 28面
「不動産、活用余地狭まる」に弊社代表
税理士清田のコメントが掲載されてお
ります。

【日経MOOK】
2月8日(水)
ランドマーク税理士法人監修の「よくわ
かる不動産の相続2023年版」が発売
されております。



4月 セミナー・税務無料相談会のご案内

4月 令和5年度税制改正のポイント

※ご希望の方にはセミナー後に無料で1時間ほどの税務相談を行っております。

4月18日(火) 丸の内会場

14:00~16:00 TEL:03-6269-9996

税務無料相談会

4月18日(火) 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

4月20日(木) 武蔵小杉会場

14:00~16:00 TEL:044-281-3003

4月20日(木) みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

4月18日(火) 新横浜会場

14:00~16:00 TEL:045-350-5605

4月20日(木) 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

4月20日(木) 町田会場

14:00~16:00 TEL:042-720-4300

4月20日(木) 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

4月20日(木) 横浜駅前会場

14:00~16:00 TEL:045-755-3085

4月28日(金) 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

※湘南台会場・朝霞台会場では相続手続きや遺言のご相談を受け付けております。

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

昨年、開花予報をラジオで聞き、これは花見だ!!とカメラをもって、早速近くの公園に見に行ったのですが、ほぼ咲いていませんでした。開花予報が出たら見ごろだと思っていたのですが、調べてみると違ったようです。

開花・満開の定義は

開花: 標本木で5~6輪以上の花が開いた状態

満開: 標本木で80%以上のつぼみが開いた状態

だそうです。開花=満開というようなイメージを抱いていた私は蕾ばかりの木の下で唾然とし、そそくさと帰ってしまいました。ラジオはテレビと違って風景が出ないので勘違いしやすいですね。

花びらのみ先に開花するピンク色の染井吉野も綺麗ですが、郊外にでると、白い花びらと同時に緑の葉が出てくる野桜をみることができます。桜と言えば、ピンク一面の風景を連想しがちですが、野桜もなかなか風情があり、いいものですね。

桜が満開になってから散るまでは約10日~2週間程度だそうです。雨が降ったり、強い風が吹くと早く散ってしまいますが、花が咲いてから気温が下がる、いわゆる「花冷え」になると長持ちするそうです。今年こそは満開の桜の下で花見を楽しみたいですね。

営業職
必見!

ゴルフの 心髄



第56時限 重要な二本指

前回に続きパッティング編です。

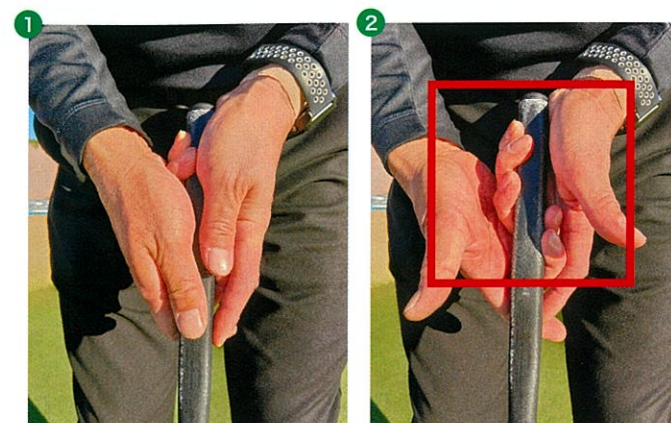
パッティングの調子は一流のゴルファーにして、一晩寝ると別人になってしまうというくらい調子の波が良くも悪くも大きく変わってしまうものです。

これは何故にそうなるのか?と聞かれると例えば天気、気温、湿度...~自分の体調を含めあまりにも考えられるべき要素が多すぎて答えが出せないというのが本音です。

そのような中でも調子の波の幅をなるべく小さく出来ないか?という視点で進めましょう。

パッティングはもちろん、ショットでも唯一のクラブとの接合点であるグリップに調子の良し悪しを左右する原因が隠れています。パッティングのグリップは力強く握らず、クラブのグリップ部分に指が“ひっかかる”ようにと紹介してきました。

今回その“ひっかかる”にもう1つプラスしてください。



①②いつも通りのパッティンググリップをとり、ストロークは骨盤の回旋運動を主体に起動し、ひじと手首がこの回旋運動によって振られるようにストロークします。
ここまでは以前ご紹介した通りです。



★この一連の動きの中でテークバックからパターヘッドが切り返されて戻ってくる間に左手の親指のつけ根・小指・薬指に圧力をかけて軽く握り締める動作③④⑤を入れます。

この動作を入れることで左手首の甲側に少し折れながらわずかに目標方向より反対方向に手元が動かされ、その反動でパターヘッドが目標方向にブレることなく、しっかりと送り出せるため、やや強めのインパクトをむかえることが出来ます。この時グリップエンドが支点になっていることも意識してください。

真っすぐなラインの精度を上げ、少し曲がってしまいそうなラインも真っすぐに打っているストロークになります。



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級